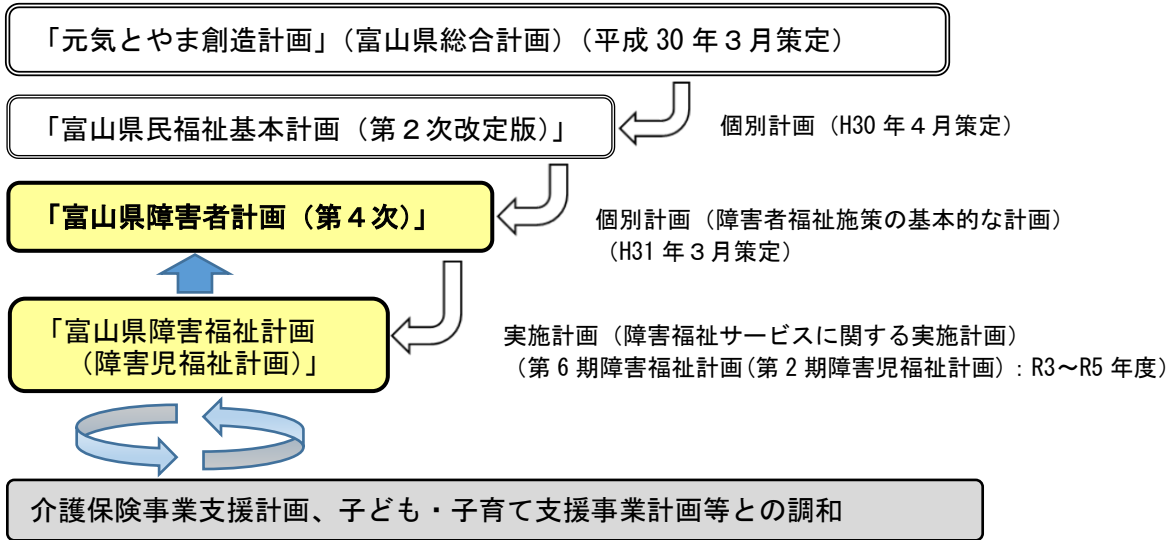


「障害者計画」及び「障害福祉計画（障害児福祉計画）」について

「障害者計画」：障害者施策に関する基本的な計画
 「障害福祉計画（障害児福祉計画）」：「障害者計画」の実施計画として、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標や、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策を定めるもの

1 計画の位置付け



2 「障害者計画」と「障害者福祉計画（障害児福祉計画）」との関係

	障害者計画	障害福祉計画〔※障害児福祉計画〕
根拠条文	障害者基本法第11条第2項	障害者総合支援法第89条第1項 ※児童福祉法第33条の22第1項
性格	障害者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	中長期（本県は5年間） （第4次計画：令和元～5年度）	3年間 （第6期計画〔※第2期計画〕：令和3～5年度）
数値目標	34指標	成果目標 7項目、活動指標 49項目
主な内容	1 とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 2 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 3 質の高い保健・医療体制の充実 4 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実	1 令和5年度の成果目標の設定と目標達成のための方策 ①福祉施設の入所者の地域生活への移行 ②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ④福祉施設から一般就労への移行等 ⑤障害児支援体制の整備等 ⑥相談支援体制の充実・強化等 ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 2 各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量等（活動指標）の見込み及びその見込量の確保のための方策 3 障害者支援施設等の必要入所定員総数 4 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置 5 地域生活支援事業の実施に関する事項 6 その他自立支援給付費及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項